

**クラウドサービス
エンドユーザー契約条件 (Ver.1.2)**

クラウドサービスを利用するに当たり、お客様は以下の事項に従うものとします。

1. お客様は、クラウドサービスの利用に当たり、当社の「ホスティングサービスに関する契約約款」の定めに従うほか、本条件、並びに株式会社 IDC フロンティア（以下「当社」といいます。）及びお客様がライセンスを受けて使用するソフトウェア（以下、「ライセンスソフトウェア」といいます。）を供給する者（以下「提供者」といいます。）が定める規定（以下「ライセンス規程」といいます。）に従います。
2. お客様は、ライセンスソフトウェアについて、著作権、商標又はその他の知的財産権に関する表示を削除、変更又は不明瞭化することはできません。
3. お客様は、ライセンスソフトウェア及びフィックス（ライセンスソフトウェアを修正、改善又は改良するために提供するワークアラウンド、更新プログラム等をいいます）についてリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行うことはできません。
4. お客様は、クラウドサービスの利用により生じた直接損害、間接損害又は結果的損害について、当社、ライセンスソフトウェア及びその他クラウドサービスが利用するハードウェア、ネットワークその他必要なリソース（有体物であると無体物であると問わない）の提供者に対して、別段の定めがある場合を除き、何らの保証も求めず、かつ責任追及等を行わないものとします。
5. お客様は、ライセンスソフトウェアに関するサポートを、当社又は当社の指定する者が行うことを予め承諾し、ライセンスソフトウェアの提供者（提供者が指定する者を含みます、以下同様とします）と別途合意した場合を除き、同提供者に対してサポートを求めないものとします。
6. お客様は、当社が、ライセンスソフトウェア及びその他クラウドサービスが利用するハードウェア、ネットワークその他必要なリソース（有体物であると無体物であると問わない）の提供者に対して、お客様の情報を必要に応じて開示することを予め承諾するものとします。
7. お客様は、ライセンスソフトウェアの知的財産権に関して、その提供者が当社に対して課す義務と同等程度以上の義務を、当社及びライセンスソフトウェアの提供者に対して何らの留保なく負担するものとします。
8. お客様は、当社が、ライセンスソフトウェアの提供者に対してお客様の情報（名称及

び所在地)を開示することを、何らの留保なく承認します。

9. お客様がクラウドサービスの利用において、ライセンスソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害したとの請求、クレーム又は訴訟等の法的手続きが提起された場合には、お客様は、かかる提起がなされた旨を書面により直ちに当社に通知するものとし、また、防御及び和解に関する一切の決定権を当社又は提供者に与えるものとし、また、お客様は、当該提起に対する防御において、合理的範囲において当社又は提供者を支援するものとし、また、
10. お客様は、本条件、ライセンス規程及びその他お当社の指定する規程の写しを常に保管し、参照可能な状態におくものとし、また、
11. お客様は、クラウドサービスの利用に関して、当社からレンタル又はリースされたコンピュータ装置にかかるライセンスソフトウェアの使用が、ライセンス規程によって規定されることを確認するものとし、また、
12. 本条件及びライセンス規程は予告なく変更することがあります。この場合、お客様は、変更後のこれらの規程に従うものとし、また、
13. 当社は、お客様が本条件又はライセンス規程に違反したときは、何らの事前の通知なく本サービス利用契約を解除することができます。

2010年6月30日制定

2010年10月1日改訂

2012年2月9日改訂